

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成27年6月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員等共済組合法等の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。	平成27年 6月議会  議案 第63号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3条 第2項第1号に該当)	人事課  089- 948-6221
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	市税について、次の改正をするほか、所要の規定を整備するものです。 (1) 個人住民税に係る住宅ローン控除の適用期限の延長 (2) 市たばこ税に係る旧3級品の特例税率の廃止	平成27年 6月議会  議案 第64号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市税の賦課徴収等に関するものであるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に 該当)	納税課  089- 948-6265
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生省令）の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	平成27年 6月議会  議案 第65号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3条 第2項第1号に該当)	高齢福祉 課  089- 948-6408
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市港湾施設使用条例の一部を改正する条例	港湾施設の給水・給電施設使用料を徴収するものです。	平成27年6月議会 議案第66号	パブリックコメント	実施していません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	空港港湾課  089-948-6491
				パブリックコメント 以外の手続	実施していません		
5	松山市屋外広告物条例の一部を改正する条例	松山市景観計画の変更に伴い、禁止展望広告物等について定めるとともに、屋外広告物等の管理者の資格を適正化するものです。	平成27年6月議会 議案第67号	パブリックコメント	H27. 1.6 ～27. 2.4	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	都市デザイン課  089-948-6848
				パブリックコメント 以外の手続	実施していません		
6	松山市特定ホテル建築規制条例	特定ホテル（ラブホテル及びその類似施設）の建築規制を行うものです。	平成27年6月議会 議案第68号	パブリックコメント	H26.12.5～ 27.1.13	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	建築指導課  089-948-6512
				パブリックコメント 以外の手続			

## 【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。